

ごみ処理基本計画 概要版

令和 6 年 3 月

河 内 町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 ごみ処理基本計画の位置づけ	2
第 3 節 計画対象範囲	3
第 4 節 計画対象区域	3
第 5 節 計画目標年次	4
第 6 節 計画の進行管理	4
第 2 章 ごみ処理の基本理念と基本方針	5
第 1 節 ごみ処理の基本理念	5
第 2 節 ごみ処理の基本方針	5
第 3 節 数値目標	8
第 4 節 将来ごみ量	11
第 3 章 ごみ処理基本計画	14
第 1 節 排出抑制計画	14
第 2 節 資源化計画	20
第 3 節 収集運搬計画	23
第 4 節 中間処理計画	25
第 5 節 最終処分計画	27
第 6 節 関連施策	29
第 7 節 計画の推進	30

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

河内町（以下、「本町」といいます。）では、平成 29 年度（2017 年度）に「第 5 次河内町総合計画」を策定し、「かわち革命・消滅可能性都市からの挑戦」を基本理念とし、「ごみのリサイクル分別回収の推進」や「環境対策」に対して実施計画（アクションプラン）を策定し、取組を進めています。

廃棄物処理に関しては、平成 20 年（2008 年）12 月にごみの発生抑制・排出抑制及び排出されたごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の適正な処理や「循環型社会」の構築を目指して、計画的にごみ処理を推進するための基本方針を定めたごみ処理基本計画（計画期間：平成 20 年度～令和 5 年度）（以下、「前計画」といいます。）を策定し、ごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進するとともに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下、「組合」といいます。）の一員として、構成市町とともに適正なごみ処理を推進してきました。

一方、国では、平成 30 年度（2018 年度）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核としています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取組や、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取組、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取組の推進を掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年（2019 年度）5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年（2021 年度）6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環法」といいます。）が公布され、令和 4 年（2022 年）4 月に施行されています。

また、令和元年（2019 年）10 月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和 2 年（2020 年）3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

今般、前計画期間が満了するにあたり、本町での一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、循環型社会の形成に向けた取組の方向性を示し、社会経済情勢の変化に対応したごみ処理に関する長期的かつ総合的な推進を行うための方策を明らかにすることを目的として、新たにごみ処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

第2節 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

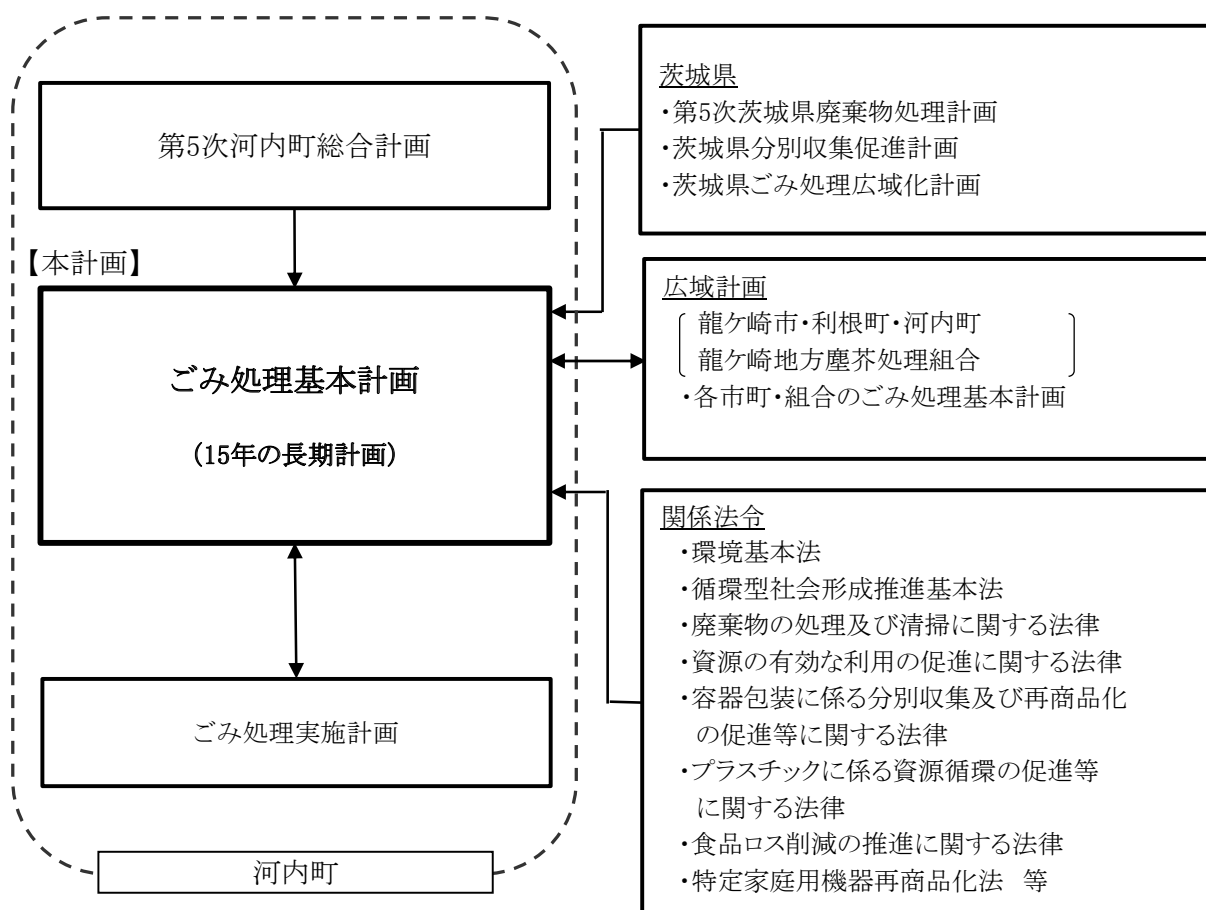


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象範囲

本計画は、本町内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。本計画の対象範囲について図 1-2 に示します。

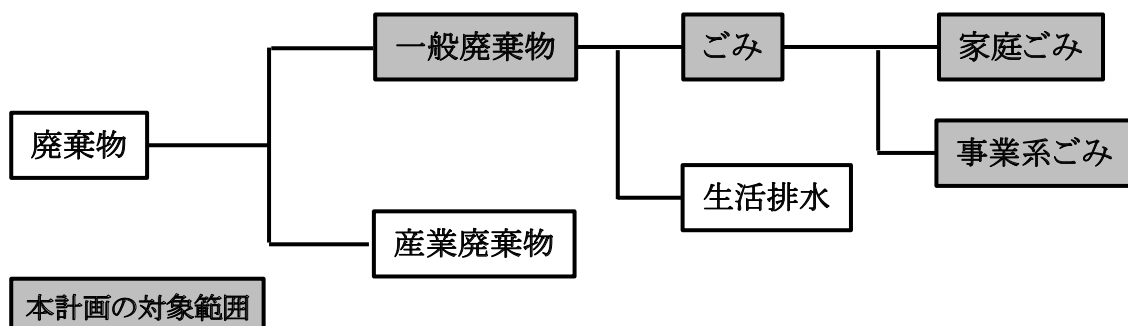


図 1-2 計画対象範囲

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。



図 1-3 計画対象区域

第5節 計画目標年次

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和20年度（2038年度）を目標年度とする15年間とします。

ただし、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

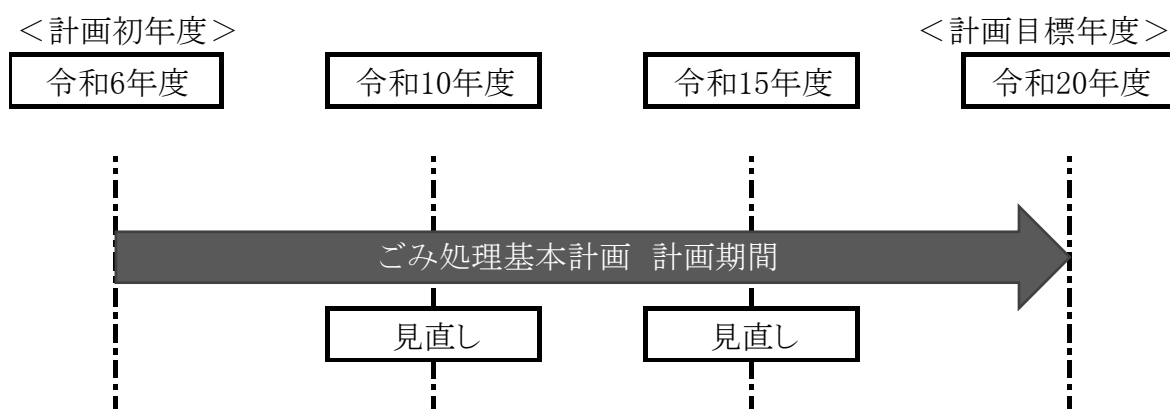


図 1-4 計画の目標年次

第6節 計画の進行管理

本計画は概ね5年ごとに見直しを行いますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

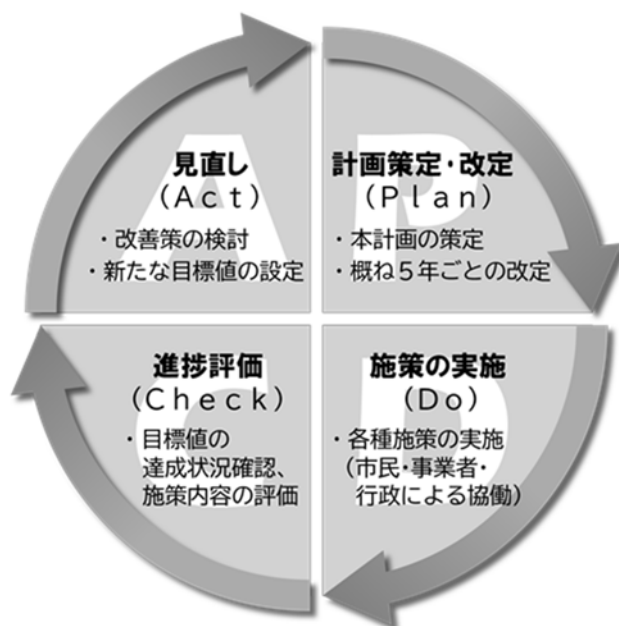


図 1-5 ごみ処理基本計画における PDCA サイクル

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

令和元年度（2019年度）に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による社会情勢の変化により、私たちのライフスタイルも大きく様変わりしてきている中で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することが求められています。また、世界では地球環境保護に向けて、平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、持続可能な社会に向けて大きく動き出しています。

このような状況の中で、本町では、資源物の回収、事業系一般廃棄物の減量化対策など、各種リサイクル事業を展開し、ごみの減量化に努めてきましたが、ごみ総排出量の減少は鈍化傾向にあり、各種取組を更に推進していく必要があります。

本計画では、これまでの基本目標を引き継ぎつつ、持続可能な社会の構築にむけて、町民・事業者が相互に協力・連携しながら、本町の豊かな環境を守り、快適で住みよい生活環境を次世代につなぐことを目指して、基本理念を以下のとおり定めます。

環境にやさしい脱炭素社会・持続可能な社会の構築
～みんなでつくる資源循環のまち・かわち～

第2節 ごみ処理の基本方針

本計画では、ごみ処理の基本方針を次の通り定めます。

1. ごみ発生量の抑制を促す仕組みづくり

これまで、意識啓発などを通じて、品目・製品それぞれのライフサイクルにおいて発生する環境負荷が大きいものは、できるだけ生産・消費しないことなど、ごみの発生抑制（リデュース）を促す取組に努めてきました。しかし、持続可能な社会を構築していくためには、環境負荷の低減と資源の有効活用の観点から、ごみの発生段階に着目し、ごみの発生抑制・減量化が最優先の課題となります。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標として、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）からなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、ごみに関するゴール（目標）としては、ゴール12「つ

くる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減が掲げられています。

また、国内では、令和元年（2019 年）10 月 1 日に食品ロスの削減の推進に関する法律、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が策定され、今後は更なるごみ発生の抑制を促す仕組みづくりが重要となることから、更なるごみの発生抑制（リデュース）を促す取組を進めていきます。

2. 持続可能な社会の構築

持続可能な社会を構築するためには、循環型社会・脱炭素社会の構築を目指し、町民・事業者・行政が協働してごみ処理システムを構築する必要があります。システム構築のためには、排出抑制を最重要の施策として、ごみの発生抑制に努めたうえで、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、処理しなければならない中間処理量及び最終処分量の削減に努めます。また、再使用、再生利用といった廃棄物の資源循環を進めるにあたっては、資源循環を行う際に必要とするエネルギーや排出される二酸化炭素の量等にも考慮し、環境低負荷型の資源循環システムの構築に努めます。

3. 安全かつ適正な処理体制の確保

“ごみ”として処理せざるを得ないものについては、引き続き、積極的な熱回収（サーマル・リサイクル）を行うとともに、安全かつ適正に中間処理・最終処分に努めます。組合の焼却施設では、余熱を利用した発電、給湯、冷暖房機器を設置し、工場内で活用し、今後も、積極的な熱回収及びエネルギーの有効活用に努めていきます。

また、ごみ処理施設の運転や維持管理については、ライフサイクルコストに配慮しながら、計画的かつ適切な維持管理計画のもと運営していきます。

なお、現在の組合のごみ処理施設は令和 13 年度（2031 年度）末まで運用予定であり、最終処分場は令和 16 年度（2034 年度）末に埋立終了する予定となっています。したがって、それ以降のごみ処理・処分の体制について、近隣市町村との提携や茨城県の広域化計画を踏まえた広域処理等について検討を進め、安定かつ適正な処理体制を確保していくことが最優先の課題となります。

そのため、財政状況及びごみ処理業務の現状等について検討した結果に基づき抽出された事項について、財政効果だけではなく、持続可能な社会の構築、住民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討を行ってまいります。また、現

在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目を抽出し、メタン発酵、堆肥化、飼料化などの廃棄物系バイオマスの導入についても、社会的・技術的・経済的状況を考慮しながら、調査、検討を進めていきます。

【コラム:持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)】

2030 年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(具体目標)から構成されています。



【コラム】脱炭素社会

パリ協定が定める長期目標（産業革命以後の世界の平均気温上昇を 2℃以下に抑える）を受け、日本は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（カーボンニュートラル）ことを目指すと宣言しました。

【コラム】カーボンリサイクル

排出される CO₂ を炭素資源ととらえ、これを分離・回収し、鉱物化によりコンクリート等、人工光合成等により化学品、メタネーション等により燃料へ再利用し、大気中の CO₂ 排出を抑制する技術です。

現在日本では、CO₂ を他の気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入する「CCS」技術と、分離・貯留した CO₂ を利用する「CCUS」技術の開発・研究が進められています。

第3節 数値目標

ごみ処理の基本方針に基づく施策の目標を明確にするため、達成すべき数値目標を設定します。

ごみ総排出
量の削減目

資源化率の
目標

最終処分量
の削減目標

目標を設定するにあたっては、本町のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国及び茨城県が掲げている減量・資源化目標を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は令和 20 年度（2038 年度）ですが、数値目標は、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化や概ね 5 年後ごとの本計画の見直し時期を考慮し、令和 10 年度（2028 年度）を短期目標年度、令和 15 年度（2033 年度）を中期目標年度、令和 20 年度（2038 年度）を達成目標年度とします。

また、目標は適宜見直しを行っていきます。

〈数値目標達成年度〉

短期目標：令和 10 年度

中期目標：令和 15 年度

達成目標：令和 20 年度

1. ごみ総排出量の削減目標

国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年（2018 年）6 月）において、「1 人 1 日当たりのごみ排出量を令和 7 年度（2025 年度）に 850g/人・日」の目標を設定しており、令和 3 年度（2021 年度）実績は 890g/人・日（前年度 901g/人・日から 1.2%（11g/人・日）減少）となっています。

県においては、第 5 次茨城県廃棄物処理計画（令和 3 年度（2021 年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等を把握するための補助指標として令和 7 年度（2025 年度）976g/人・日を設定しています。

◎目標

1 人 1 日当たり排出量を、
短期目標：令和 10 年度までに約 890g
中期目標：平成 15 年度までに約 880g
達成目標：令和 20 年度までに約 860g
を達成します。

上記目標値の内訳及び考え方は以下のとおりです。

家庭系ごみ（資源物を除く）は、令和 4 年度（2022 年度）実績の 1 人 1 日当たり 705g から令和 10 年度（2028 年度）には 645g、令和 15 年度（2033 年度）には 603g、令和 20 年度（2038 年度）は 560g まで削減することを目標とします。

事業系ごみは、事業所数や実態、社会経済情勢等の多くの要因に影響されるため、予測が困難ですが、将来人口の減少を考慮し、従業員数及び事業所数についても、ある程度減少するものと想定し、事業所数の減少分を事業系ごみ全体の削減量と見込むこととし、令和 20 年度（2038 年度）までに 34.02%削減することを目標とします。

資源物は、令和 4 年度（2022 年度）実績の 1 人 1 日当たり 83g から、令和 10 年度（2028 年度）に 119g、令和 15 年度（2033 年度）に 148g、令和 20 年度（2038 年度）に 178g まで増加することを目標とします。

2. 資源化率の目標

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として令和7年度（2025年度）に20%以上を設定しています。

本町及び組合では、資源物の分別を推進しており、さらにリサイクル施設において資源物を選別、回収する等の処理体制を整えています。このような現状を考慮し、本計画では、以下の資源化率の目標を設定します。

◎目標

総資源化率を、

短期目標：令和10年度までに23%以上

中期目標：平成15年度までに25%以上

達成目標：令和20年度までに28%以上

にします。

3. 最終処分量の削減目標

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として平成30年度（2018年度）の8万4千トンを基準年度として、令和7年度（2025年度）に8万トンを設定しています。

組合では、焼却残渣の熔融処理を行って減容化し、覆土材として利用しているため、最終処分量の削減には、ごみ排出量そのものを減らす必要があります。

本町及び組合の現状を考慮して、本計画では、以下の目標を設定します。

◎目標

最終処分量を令和4年度実績に対して、

短期目標：令和10年度までに15%以上

中期目標：平成15年度までに25%以上

達成目標：令和20年度までに34%以上

削減します。

第4節 将来ごみ量

数値目標を達成した場合の将来ごみ量は、表 2-2、図 2-1、図 2-2 のように推計されます。

1. 家庭系ごみ

家庭系ごみの削減については、表 2-1 に示す基本的施策による削減及び資源化を設定しています。また、数値目標を考慮した将来ごみ量の推計では、龍ヶ崎市で実施しているごみ質調査分析の結果や、令和 4 年度（2022 年度）に実施した町民アンケート調査結果の値等から設定しています。

表 2-1 家庭系ごみの基本的施策

削減・資源化項目	施策項目
【発生抑制】食品ロスの削減	家庭内食べ切り
【発生抑制】生ごみの減量	生ごみ水切り
【資源化】紙の資源化	紙の分別精度
【資源化】プラスチック類の資源化	プラスチック類の分別精度

2. 事業系ごみ

事業系ごみの削減量は、まち・ひと・しごと創生河内町総合戦略第 2 期（2021 年 3 月）に基づき、将来人口の減少に伴い、従業員数や事業所数が減少すると想定しています。

表 2-2 将来ごみ量（数値目標考慮）

区分			実績	予測		
			R4年年度	R10年度	R15年度	R20年度
計画収集人口 (人)			8,086	6,991	6,209	5,458
事業所数 (事業所)			324	272	240	210
就業者数 (人)			3,273	2,748	2,423	2,124
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ (t/年)	1,882.23	1,470.62	1,207.50	976.58
		燃えないごみ (t/年)	94.55	99.57	88.42	77.82
		資源物 (t/年)	247.10	304.52	336.67	354.61
		粗大ごみ (t/年)	14.94	17.32	15.38	13.53
		合計 (t/年)	2,238.82	1,892.03	1,647.97	1,422.54
	直接搬入ごみ	燃えるごみ (t/年)	79.84	45.17	37.09	30.00
		燃えないごみ (t/年)	8.65	10.65	10.76	10.82
		資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t/年)	0.00	7.26	7.34	7.38
		合計 (t/年)	88.49	63.08	55.19	48.20
	合計 (t/年)		2,327.31	1,955.11	1,703.16	1,470.74
事業系ごみ	燃えるごみ (t/年)		374.66	324.33	288.37	253.64
	燃えないごみ (t/年)		30.84	5.72	5.09	4.47
	粗大ごみ (t/年)		0.00	0.73	0.65	0.57
	合計 (t/年)		405.50	330.78	294.11	258.68
集団回収 (t/年)			0.00	0.00	0.00	0.00
ごみ総排出量 (t/年)			2,732.81	2,285.89	1,997.27	1,729.42
1人1日当たり排出量 (g/人・日)			926	893	881	868
	家庭系ごみ(資源除く)※1 (g/人・日)		705	645	603	560
	事業系ごみ (g/人・日)		137	129	130	130
	資源物 (g/人・日)		84	119	149	178

※1 資源物を除く家庭系ごみの1人1日当たり排出量

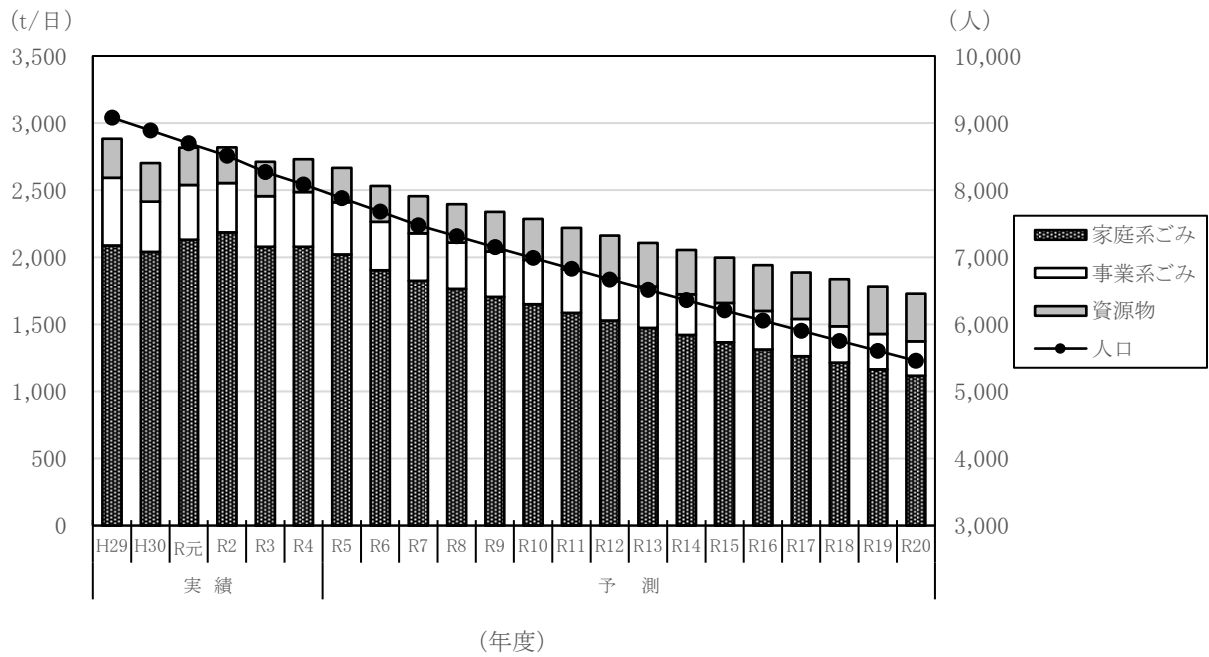


図 2-1 将来ごみ量 (数値目標考慮)

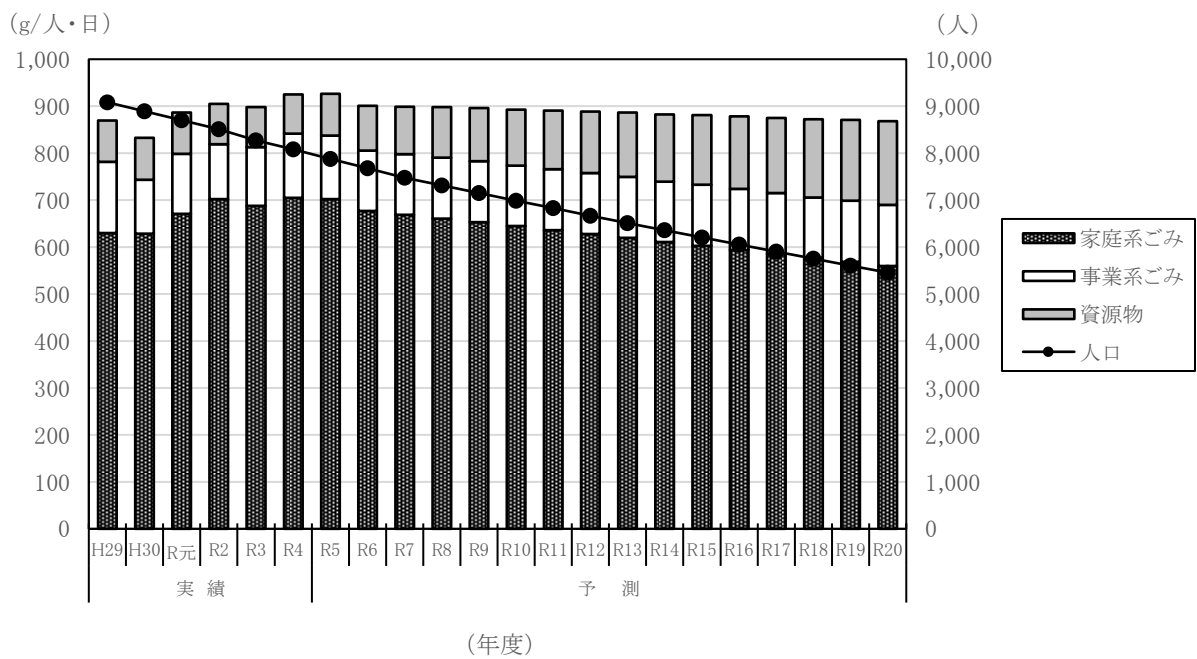


図 2-2 将来ごみ量 (1 人 1 日当たり排出量) (数値目標考慮)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制計画

1. 排出抑制の目標

町民、事業者、行政が一体となって、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組み、ごみ総排出量を減らすことを目標とします。

町民・事業者の環境に対する理解と認識を深め、ごみの排出抑制だけでなく、ペーパーレス化や、エコバックの持ち歩き習慣等ごみの発生そのものを減らすライフスタイルの構築をめざします。

2 排出抑制に向けた取組

ごみの排出抑制に向けては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力、連携して、それぞれが積極的に取り組む必要があります。

◆行政による取組◆

(1) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた指導・啓発活動

町民・事業者との協働を基本に、効果的なごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を継続的にを行います。

1) 町民に対する啓発事業の推進

- ① リデュース（Reduce：）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3Rの啓発を行います。また、組合の構成市町である龍ヶ崎市、利根町は3Rにリフューズ（Refuse）を含めた4Rを推進しているため、足並みを揃えるよう普及・啓発を進めていきます。
- ② 環境への負荷が小さい「循環型社会」の形成について、継続的・体系的に学習する機会と場所を提供し、年代にあった啓発事業を行って循環型社会を目指したライフスタイル・ビジネススタイルへ転換する意識への変換を図ります。
- ③ 広報紙やホームページ等により、本町のごみ処理の状況やごみの減量、リサイクル、食品ロスについての情報提供の充実を図ります。また、ごみ分別アプリなど電子媒体による新たな情報提供について検討します。
- ④ 各家庭に配布される広報紙や回覧等により、町民が日常的に実行できる取組、工夫を紹介します。そこでは、分別精度の向上や可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践していくた

めの方法や食品ロスに関する啓発及び家庭における食品ロス削減方法についても紹介します。

- ⑤ 生ごみの水切りについて、より一層促進啓発を図るとともに、生ごみを資源化として有効活用を促進するために実施している生ごみ処理機の購入補助制度の情報提供の充実を図ります。
- ⑥ 近年増加している外国人居住者への対応として、2か国語（英語、中国語）のパンフレットを作成していますが、引き続き多様な言語での情報発信をするとともに、勤務先の事業所を通じた指導体制の整備を図るなど、外国人居住者が適切にごみを分別、処理できるような取組を促進します。
- ⑦ 空き家のごみ対策として、所有者に対して適切な管理及び整理を啓発していきます。

2) 事業者に対する指導・啓発事業の推進

- ① 事業者に対して、ごみの減量化や資源化、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組むことを求めています。
- ② 事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であることから、事業者に対して、各種法令の遵守を指導、助言します。
- ③ 事業者自身のごみに対する意識を高める指導、啓発を行います。

(2) 町民・事業者との協力体制の構築

町民・事業者・各種団体が主体となって行うごみの減量活動、リサイクル活動に協力し、支援していきます。

- ① 再利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催を協力、支援します。
- ② 食品廃棄物を削減していくため、フードバンクやフードドライブについて情報収集や情報交換、情報提供を図り、協働体制等の条件整備に向けた検討を進めます。
- ③ 民間主体で行っている資源回収を推進するため、回収業者や回収場所等に関する情報提供を行います。

(3) ごみの発生抑制・排出抑制を促す誘導策の検討・推進

1) 家庭系ごみの処理手数料の見直し

家庭系ごみの有料化は、ごみを多く出す人と少なく出す努力をしている人

の費用負担に差をつけ、ごみ減量化への意識を高める効果があります。本町では、指定ごみ袋及びステッカー（各 15 円/枚）の料金を徴収していますが、これらの料金は、ごみ袋、ステッカーそのものの代金として設定していたこともあり、町民によるごみの発生抑制・排出抑制を促すには至っていません。

ごみの発生抑制・排出抑制に加え、ごみ処理経費削減のためにも、指定ごみ袋料金の見直し、粗大ごみの戸別収集化等の具体的な方策について、検討を進めていきます。

2) マイバッグ持参運動・レジ袋削減等の更なる推進

マイバッグ持参等の働きかけを行い、より一層のマイバッグ利用推進を図るとともに、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用の推進も図ります。

3) 資源回収の推進

集団回収団体への補助金制度を継続し、ごみの排出抑制、再生資源のリサイクルを推進します。

4) 生ごみの自家処理の推進

生ごみ処理機器の購入補助制度を継続し、生ごみの排出抑制を推進します。

(4) 行政によるごみの発生抑制・排出抑制の推進

町は、率先してごみ発生抑制・排出抑制に努めます。

- ① 庁舎内で使用する備品等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品を使用します。
- ② 公共施設で発生する紙やプラスチックごみ、敷地から排出される選定枝などの木くず、電子機器など様々な品目の分別回収と資源について検討し、町民・事業者のモデルとなるよう努めます。
- ③ 備品等の搬入に際し、梱包材の使用抑制のため、事業者に対して過剰包装の自粛、リターナブルコンテナ等の活用を求めます。
- ④ 事務経費等の削減、事務手続きの簡素化・効率化を図ることによって、ごみの発生そのものを抑制します。
- ⑤ 公共施設において、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努めます。

1) 新たな分別品目の検討

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和元年（2019 年）3 月に

「プラスチック資源循環戦略」を策定されました。また、令和4年（2022年）4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。これらの戦略に基づき、新たなリサイクル法の施行や社会システムの整備が推進されています。したがって、こうした国の動向を踏まえ、本町においても柔軟に対応できよう情報収集や処理体制の構築を図ります。

2) 食品ロス削減推進法の制定

SDGsにおいて食品ロスが取り上げられたことや、食品ロス削減推進法の制定により、国際的に食品ロスに対する関心が高まっている。(1)に記載の通り、家庭における食品ロス削減方法に対する啓発活動について検討する。

◆町民による取組◆

町民は、ごみの減量や再生利用、適切な処理に関して、町の施策に協力する責務があります。

以下に示す排出抑制に向けた具体的な取組について、町民は継続して実践することが重要です。一方、町は、町民による積極的な取組が行われるよう啓発していく必要があります。

(5) ごみの発生抑制に配慮した消費行動

買い物等の際には、環境に配慮した製品やサービスを選択することを心がけ、計画的に購入するなど、ごみの発生そのものを抑制するため「ごみになるものを買わない」ことを意識します。

- ① 計画的に買い物を行い、極力無駄なものを購入しません。
- ② 使い捨て商品の購入を控えます。
- ③ 詰め替え商品を選択します。
- ④ バラ売り販売を選択します。
- ⑤ 買い物袋やバスケット等を持参し、ごみとなるレジ袋の削減に努めます。
- ⑥ 過剰包装は断ります。
- ⑦ 長寿命製品や再生利用しやすい素材を用いた製品を選択します。
- ⑧ リターナブル容器やリユース容器を優先して選択します。
- ⑨ 使用頻度等を考慮して、レンタルやリースを活用します。
- ⑩ 環境配慮に積極的に取り組むお店や事業所等を優先して利用するよう心がけます。

(6) 再使用の取組

- ① フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ等を活用し、使用可能な不用品の再使用に努めます。
- ② 修理可能なものは、修理して長期間使用します。
- ③ チラシの裏面を活用するなど、可能な限りものを無駄にしないよう心がけます。

(7) 家庭での再生利用による排出抑制の促進

- ① 生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機器を活用して、生ごみを堆肥化し、家庭菜園やガーデニングに利用するなど、有効利用に努めます。

◆事業者による取組◆

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの発生抑制・排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、ごみの減量や再生利用、適切な処理の確保等に関して町の施策に協力する責務があります。

以下に示す事業者による具体的な取組が積極的に行われるよう、町は事業者に働きかけていく必要があります。

(8) 環境に配慮した事業活動の実施

事業者は、拡大生産者責任^{※1}を踏まえて、消費者によるごみの発生抑制に寄与できる製品・サービスを提供するなど、事業活動において常に環境への配慮に努めます。

- ① 使い捨て商品の開発・製造・販売を自粛します。
- ② 詰め替え商品の製造・販売を促進します。
- ③ バラ売り販売を促進します。
- ④ ライフサイクルアセスメント^{※2}を踏まえるとともに、長寿命な製品、再生利用が容易な製品を開発・製造します。
- ⑤ リターナブル容器やリユース容器の販売を促進します。
- ⑥ 環境に配慮した製品・サービスの品揃えや展示方法を工夫します。
- ⑦ 再生資源、再生品を積極的に利用します。
- ⑧ 資源化が可能なものについて、店頭回収に努めます。
- ⑨ 不用品の回収・再生利用の体制や、買い換え時の引き取り、故障時の修理体制等を充実させます。
- ⑩ ISO14001 の認証等を取得して、環境配慮に努めます。

※1 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。

※2 ライフサイクルアセスメント：製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取から廃棄・リサイクルまで）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

(9) 事業所におけるごみの発生抑制・排出抑制の促進

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの発生抑制、排出抑制に努めるとともに、適正な自己処理を促進します。

- ① 過剰包装、梱包材の使用抑制のため、リターナブルコンテナの利用を促進します。
- ② 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の減量化、資源化を促進します。
- ③ オフィスペーパー等紙類の排出抑制と資源化を促進します。
- ④ 排出抑制や資源化等に関して、商工会等の事業者団体を通じた情報交換、情報収集に努めます。
- ⑤ 減量化計画書を策定するなど、自らのごみの排出状況を認識して、減量目標をたてるなど、ごみに対する意識を高めます。

第2節 資源化計画

1. 目標

令和4年度（2022年度）現在の本町の資源化率は約18.2%（スラグ含む）であり、国の19.9%（令和3年（2021年度）度実績）に比べて低い水準にあります。

組合のごみ処理施設は、平成11年（1999年）の竣工以来、24年が経過していることから、平成24年度（2012年度）長寿命化計画を策定し、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して、令和13年度（2031年度）までを目標に延命化を図っています。一方で、茨城県ではごみ処理広域化計画等の検討も進められています。

そのため、本計画では、令和13年度（2031年度）までは、ごみ処理施設の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に努めます。令和13年度（2031年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、現在ごみとして処理しているもののうち資源化できる新たな方策を検討、促進し、新体制を構築し、資源化率の向上を目指します。

2 資源化促進のための取組

◆行政による資源化の推進◆

環境負荷及び費用対効果等を考慮したうえで、分別・収集・処理システムを構築し、組合または町による資源化を推進します。

(1) 資源化品目の検証

資源化を適正に推進するため、環境負荷及び費用対効果を踏まえて、資源化品目について検討します。リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源品からの収入確保に努めます。また、売却後の有効利用方法について、情報収集に努めるとともに、町民に対して情報を公開します。

(2) 新たな資源化システムの検討

令和13年度（2031年度）以降の新たなごみ処理体制の構築に向けて、現在のごみ処理システムに加えて取り組むことができる新たな資源化の方策を引き続き検討します。これまで検討してきた廃食用油や剪定枝等の資源化だけでなく、生ごみ等の食品廃棄物、下水汚泥、農業残渣といったバイオマス資源の利用についても具体的な検討を進めていくこととします。また、これまで検討してきた選定枝等の資源化についても、具体的な検討を進めます。

1) 廃棄物系バイオマス利活用の検討

現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、生ごみ、下水汚泥、農業残渣等があります。これらの処理技術としては、メタン発酵、堆肥化、飼料化などがあります。

しかし、これらを分別して資源化する場合、排出段階での分別の徹底、異物・汚れの除去、品質基準の適合、利用先の安定確保などや資源化に必要な施設の整備が必要となります。さらに、全町を対象とすると、現行のごみ処理収集運搬等に与える影響等についても考慮する必要があります。

したがって、廃棄物系バイオマスの資源化については、令和 13 年(2031 年)以降の新たなごみ処理体制構築に向けた取組を調査、検討を進めます。

2) その他の資源化の検討

生ごみや剪定枝以外にも、現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、廃食用油やプラスチック製容器包装があります。

このうち、廃食用油については、令和 4 年度(2022 年度)10 月から令和 4 年度(2022 年度)3 月を試験期間として役場等で回収を行い、民間事業者に引き渡していますが、今後も引き続き、民間事業者による資源化を推進していきます。

プラスチック製容器包装については、「くりーんプラザ・龍」の焼却施設はプラスチック類を焼却することができる施設であり、余熱を利用して発電するなど、積極的に熱回収を行っています。しかし、今後はプラスチックごみを、資源ごみとしてリサイクルしていくことが求められることから、プラスチックごみの回収、処理方法等について検討します。なお、令和 5 年(2023 年)11 月にサントリーと「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する協定を締結し、家庭から排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルを令和 6 年(2024 年)4 月から開始します。

また、小型電子機器類の中に含まれている希少金属(レアメタル)等の資源について、リサイクルシステムの構築に向けた取組を推進していきます。

(3) 町民・事業者への指導・支援の推進

1) 町民に対する分別指導の徹底

決められた排出区分への分別の徹底を図るよう分別指導を強化します。特に、資源物を燃えるごみや燃えないごみに混入しないよう分別の徹底を推進します。

2) 事業者に対する排出指導の徹底

資源化が十分ではない事業系ごみの分別を徹底し、資源化を推進するため、事業者及び収集運搬許可業者に対する排出指導を強化して、排出責任の徹底を図ります。

3) 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援

事業所から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った、民間事業者による適正な資源化を推進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行います。

◆町民による資源化の推進◆

町民は、資源化促進のため、決められた排出区分への分別を徹底します。

さらに、集団回収や地区における資源物回収への参加、資源物の店頭回収の利用等、資源化への取組を積極的に行います。

◆事業者による資源化の推進◆

家庭系ごみ同様、決められた排出区分への分別の徹底を図ります。排出事業者だけではなく、収集運搬許可業者も、分別徹底の意識を高めます。

また、生ごみや廃食用油等の食品リサイクルシステムや、容器包装廃棄物等のリサイクルシステムなど、事業者自身によるリサイクルシステムの構築を推進します。

第3節 収集運搬計画

1. 目標

町民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に配慮した収集運搬体制を確立することを目指します。

2. 分別収集方法

(1) 収集区域

計画収集区域は、本町全域とします。

(2) 分別区分と収集方法

分別区分、収集方法については、表 3-1 を基本とします。

表 3-1 分別区分と収集方法

分別区分		収集方式	収集回数
燃えるごみ		ごみ集積所	週 3 回
燃えないごみ			月 1 回
粗大ごみ			月 1 回
資源物	新聞、雑誌、雑紙、段ボール		隔週 1 回
	紙パック		
	ペットボトル		
	白色トレイ		
	布類		
	あき缶・鉄類		
	あきビン類		
	乾電池		
廃食用油		役場等	随時
小型家電(17 品目)		役場	随時

3. 施策内容

(1) 効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立

安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。

1) 収集運搬業務の効率化

町民の意見、要望等を配慮しつつ、収集運搬業務の効率化を図るため、収集頻度やごみ集積所の場所等、収集方法の見直しを適宜行うとともに、令和 13

年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制の構築に向けた新たな資源化の方策を検討します。

また、粗大ごみについては、将来的に予約制による戸別収集への変更を検討します。

2) 収集車両による環境負荷の低減化

収集車両による周辺環境への負荷を低減するため、効率的な収集ルートや収集車両の適切な維持管理を行います。

(2) 排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。

- ① 転入手続き時の際に、転入者に対しごみ・資源物分別の手引きを配布します。
- ② 共同住宅の所有者及び管理者へのごみ出しの指導を徹底します。
- ③ 違反ごみが改善されない時には、警告シールの活用や直接個別訪問指導を行います。
- ④ イベントの実施、ごみ・資源物分別の手引き、外国人向けのパンフレットの作成・配布、個別指導により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を実施します。

(3) 高齢化社会への対応

高齢化社会が進むにつれて、ごみ集積所へのごみ出しに困難が生じることが予想されます。高齢者や障害者等に対して、ごみ・資源物の訪問収集の実施を検討します。

第4節 中間処理計画

1. 目標

本計画では、令和 13 年度（2031 年度）までは、ごみ処理の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、本町だけではなく共同処理を行っている組合全体として、循環型処理システムの構築を目指し、ごみ処理及び資源化を安定的に行い、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を確保します。

また、令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、廃棄物系バイオマスの利活用について検討を進めながら、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を構築します。

2 中間処理方法

本町のごみは、今後も引き続き、令和 13 年度（2031 年度）までは、組合のごみ処理施設である「クリーンプラザ・龍（焼却施設、リサイクル施設）」において、龍ヶ崎市、利根町と共同処理を行います。

令和 13 年度（2031 年度）以降の中間処理方法については、茨城県の広域化計画等も踏まえ、組合、龍ヶ崎市、利根町と検討を進めていきます。

3. 施策内容

(1) 適正な中間処理の実施

「クリーンプラザ・龍」における安定処理の確保のため、龍ヶ崎市、利根町と調整を図りながら、組合による施設の計画的な運営管理を進めていきます。

1) 焼却施設

焼却施設について令和 13 年度（2031 年度）までは、適正な処理を行うとともに熱回収に努め、設備の定期補修や点検整備等を計画的に実施しています。今後も引き続き、適正な処理、積極的な熱回収、適正な維持管理を行います。

また、今後、稼働年数が増し、設備の老朽化に伴い、大規模改修工事等が見込まれ、多くの費用が必要となってきます。施設の耐用年数、ごみ量やごみ質の変化、財政状況等を総合的に考慮しながら、計画的に維持補修等を行い、施設の長期利用に配慮した運営管理を行います。

2) リサイクル施設

リサイクル施設についても、令和 13 年度（2031 年度）までは、引き続き、適正処理、積極的な資源回収、計画的な運営管理を行います。

また、プラザ棟における環境学習ホールの整備や各種講座の開催など、啓発活動に努めます。

(2) 維持管理の効率化の検討

ごみの処理等に関して町民から多様な要望を受ける一方、これまで以上に経費節減が必要となっています。施設維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。

(3) 環境配慮と情報公開

環境基準の遵守やダイオキシン類対策等、環境対策には万全の配慮を期していますが、今後も継続してモニタリングを実施して安全性を確認していきます。環境情報については、情報公開を行います。

(4) 新たなごみ処理技術の対応

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たな技術開発が進められています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査・研究を進めます。

(5) 新たな中間処理体制及び施設の検討

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理が求められています。それらの新たなごみ処理に関する技術開発について、情報の収集調査・研究を進め、令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制について、組合、龍ヶ崎市、利根町との調整を図りながら、廃棄物系バイオマスの利活用についても検討を行い、適正かつ安全で環境への負荷を低減した中間処理施設の計画・整備を進めます。

第5節 最終処分計画

1. 目標

排出段階及び中間処理段階で、最終処分量の減量化・減容化に努め、安全かつ衛生的な埋立処分を行います。

2. 最終処分方法

令和 13 年（2031 年）までは、「クリーンプラザ・龍」の焼却施設及びリサイクル施設から処理後に発生する溶融スラグ、ダスト固化物、不燃物残渣について、「クリーンプラザ・龍」内の最終処分場で埋立処分を行います。

令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制や中間処理施設の計画、整備に向けた検討において、最終処分方法についても検討します。

3. 施策内容

(1) 最終処分量の削減

最終処分場は、平成 11 年（1999 年）に供用開始し、令和 4 年度（2022 年度）末時点の埋立の進捗率は 8 割弱で、埋立終了までにはまだ年数があると想定されます。しかし、新たな最終処分場の確保は全国的にも困難な状況が続いており、施設の有効利用の観点からも、現在の最終処分場を極力長期間使用することが重要です。

ごみの排出抑制や再生利用の推進、中間処理段階における減量化・減容化によって、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(2) 最終処分場の適正管理

埋立に際しては周辺環境に十分配慮し、施設の適正な維持管理を行います。

また、旧最終処分場については、今後も引き続き適正に管理します。さらに、安全性、経済性、周辺環境との調和や周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討していきます。

(3) 環境配慮と適切な情報公開

最終処分場は、万一の漏水に備えて自己修復シートを設置するなど、安全性をより追求した施設であり、環境対策には万全を期しています。安全性を確認するため、今後も継続して地下水等のモニタリングを実施し、測定結果については、適切に情報公開を行います。

(4) 新たな最終処分方法の検討

令和 13 年以降（2031 年度）の新たなごみ処理体制での最終処分方法について、組合、龍ヶ崎市、利根町との調整を図りながら、適正かつ安全に処分できる方法を検討します。

第6節 関連施策

1. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりではなく、廃棄物の適正な処理に対する信頼を損なうことにつながることから、厳しく対応する必要があります。

住民への周知啓発、不法投棄防止看板の貸与及び簡易防犯カメラの設置等の対策を継続するとともに、警察・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組みます。

2. 危機管理体制の強化

災害時など、組合内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいます。緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化します。

3. 町民組織の活用

町民意識の向上及び経費削減に向けて、行政と町民協働型による施策の展開を検討します。

4. 災害廃棄物処理計画の充実

発災時に備えるとともに、必要に応じた見直し及びマニュアル等を作成することで、発災時の実効性向上を図っていきます。

第7節 計画の推進

1. 町民・事業者・行政の連携

ごみ処理に関する計画や施策を効果的かつ円滑に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、町民・事業者・行政（町及び組合）が共通認識を持って、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが求められます。

町民・事業者・行政（町及び組合）それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するためには、相互に連携して取り組む体制づくりを推進していく必要があります。

表 3-2 町民・事業者・行政の基本となる役割と責務

町民の役割と責務	事業者の役割と責務	行政の役割と責務
・従来のライフスタイルを見直して、3Rを意識し環境に配慮した生活を実践します。 ・ごみの分別ルールを守り、排出マナーの向上に努めます。 ・集団回収や不用品交換会等ごみの減量、リサイクル活動に積極的に参加します。 ・行政が推進する施策に協力します。 ・行政や事業者が発信するごみや再生利用に関する情報を積極的に入手し、活用します。 ・マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装を断るようになるとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップを利用します。 ・余った食材や残った材料は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がけます。 ・プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。	・自らの責任でごみを適正に処理し、事業者の自己処理責任の原則を徹底します。 ・減量化計画書や環境報告書等を策定し、ごみの減量や環境に対する意識を高めます。 ・各種リサイクル法に従い、循環資源の再生利用等の促進を図ります。 ・排出したごみの適正な処理費用を負担します。 ・資源化できる製品の開発や環境負荷の少ない製品を製造し、ごみの発生、排出抑制を実施します。 ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。 ・従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。 ・小盛りや少人数メニューばら売り、量り売りや売れ残り削減等を推奨する取組を推進します。	・ごみの減量化・資源化に向けた各種施策を実施します。 ・各種施策を円滑に推進するため、町民・事業者との連携を強化します。 ・事業者による減量・資源化活動の取組が実施されるよう、事業者に働きかけを行います。 ・日々排出されるごみを安定的に処理できる体制を確保し、適切な処理を実施します。 ・国や県、近隣自治体と連携し、循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの整備、不法投棄対策など各種施策を推進します。 ・脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備を検討します。 ・生ごみの水切りの実施を啓発し、燃やすごみの減量化に向けた取組を推進します。 ・家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図ります。 ・事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者向け啓発物等を作成し意識啓発を行います。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか進行管理を行うとともに、事業効果を的確に評価できる体制づくりを進めます。

河内町 ごみ処理基本計画 概要版

発行日 令和 6 年 3 月

業務名 龍ヶ崎地方塵芥処理組合ごみ処理基本計画策定等業務委託

発注者 龍ヶ崎地方塵芥処理組合

受託者 株式会社エイト 日本技術開発